

# 奈良市公報

号外第13号

令和2年1月告示等

令和2年7月3日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
制作 株式会社JITSUGYO

## 目次

### 告示

月日	番号	件名	主管
1 8	8	奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課

### 訓令

月日	番号	件名	主管
1 30	1	奈良市総合計画策定委員会設置規程の一部を改正する訓令	総合政策課

### 公営企業

月日	番号	件名	主管
1 20	1	奈良市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程	経営企画課
1 30	2	奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	給排水課

### 教育委員会

月日	番号	件名	主管
1 24	1	奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部を改正する規則	教育政策課

### 正誤

正誤表

告 示

奈良市告示第8号

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和2年1月8日

「基本分

1 事業当たりの年額  
付表3に定める額

「基本分

1 事業当たりの年額  
付表3に定める額

大型連休預かり対象児童分  
(平成31年4月27日から令

和元年5月6日までの間に利用に、「ただし、一時預かり事業」をした児童分)

加算分

1 事業当たりの年額  
1,000,000円」

児童1人当たり日額  
2,260円

加算分

1 事業当たりの年額  
1,000,000円」

「一時預かり事業」に改め、「基準額(」の次に「保育体制充実加算及び」を加える。

別表の付表1中「1,342,000」を「1,505,000」に、「2,190,000」を「2,409,000」に、「3,490,000」を「3,709,000」に、「4,792,000」を「5,122,000」に、「1,045,000」を「1,192,000」に、「1,315,000」を「1,488,000」に、「3,695,000」を「3,947,000」に改める。

別表の付表2中「18,300」を「18,700」に、「36,600」を「37,400」に、「54,900」を「56,100」に、「10,200」を「11,700」に、「20,400」を「23,400」に、「30,600」を「35,100」に改める。

別表の付表3中「530,000」を「600,000」に、「1,680,000」を「1,763,000」に、「3,020,000」を「3,173,000」に、「4,370,000」を「4,583,000」に、「5,710,000」を「5,993,000」に、「7,060,000」を「7,403,000」に、「8,400,000」を「8,813,000」に、「9,740,000」を「10,223,000」に改める。

附 則

この告示は、令和2年1月8日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和元年度予算に係る補助金から適用する。

(令和2年1月8日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第1号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市総合計画策定委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年1月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市長 仲川元庸

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱(昭和61年奈良市告示第52号)の一部を次のように改正する。

別表一時預かり事業補助金の項中

1 事業当たりの年額  
付表3に定める額

大型連休預かり対象児童分  
(平成31年4月27日から令和元年5月6日までの間に利用に、「ただし、一時預かり事業」をした児童分)

児童1人当たり日額  
2,260円

1 事業当たりの年額  
1,000,000円」

奈良市総合計画策定委員会設置規程の一部を改正する訓令

奈良市総合計画策定委員会設置規程(昭和56年奈良市訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「各部」の次に「の次長又は各部」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年1月30日から施行する。

(令和2年1月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第1号

奈良市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年1月20日

奈良市公営企業管理者

池田修

奈良市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程

奈良市企業局文書取扱規程(平成2年奈良市水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「及び第3号」を削り、同条第3号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の文書整理簿及び書留等受付簿は、電子計算機への入力の方法をもって、当該帳簿への記載に代えることができる。

第8条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「記入」の次に「又は入力」を加え、「受領印を押さ」を「受領者名を記名し」に改め、同条第4項中「及び第3号」を削り、「受領印を押さ」を「記名し」に改める。

第22条中「朱書き」を「朱色で記入又は入力」に改める。

別記第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第7条関係）

文書整理簿（収受・発送）

収・発	受付月日	受付番号	件名	LGWAN 文書	電子メール 文書	差出人又は 名あて人	担当課名	受領者	処理経過		

第2号様式（第7条関係）

書留等受付簿

受付月日	受付番号	書留等番号	金額	種類	発送者	配付課名	受領者	備考	係	宛名不明分 (確認課・確認者)	

第3号様式 削除

附 則

この規程は、令和2年4月1日から適用する。  
(令和2年1月20日揭示済)

奈良市企業局管理規程第2号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年1月30日

奈良市公営企業管理者  
池田修

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第24条から第24条の4までを次のように改める。

（料金の算定）

第24条 料金は、隔月計量（条例第21条第3項本文の規定によりメーターを隔月に点検する場合に当該メーターの水量を計量することをいう。以下同じ。）又は毎月計量（条例第30条第1項ただし書の規定によりメーターを毎月点検する場合に当該メーターの水量を計量することをいう。以下同じ。）の使用水量に基づき、次に掲げるところにより算定し、徴収する。ただし、次条から第24条の4までの規定のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 隔月計量の場合は、計量日（メーターの水量を計量した日をいう。以下同じ。）の属する月（以下「計量月」という。）の前々月の計量日の翌日から計量日までの

使用水量を2等分した各々を1月として算定し、計量月の前月分は翌月に、計量月分は翌々月に徴収する。ただし、使用水量を2等分した場合に0.5立方メートルの端数が生じたときは、この端数は計量月分に加える。

(2) 毎月計量の場合は、計量月の前月の計量日の翌日から計量日までを計量月分として算定し、翌月に徴収する。

（使用の中止等に伴う料金の算定）

第24条の2 給水装置の使用を中止若しくは給水装置の廃止又は給水の停止（以下「使用の中止等」という。）をしたときは、直ちに計量を行い、次に掲げるところにより算定し、速やかに徴収する。

(1) 隔月計量の場合において計量日がある月に使用の中止等をしたときは、使用の中止等をした日の属する月（以下「使用中止等月」という。）の前々月の計量日の翌日から当該計量した日までの使用水量を2等分した各々を1月として算定する。ただし、使用水量を2等分した場合に0.5立方メートルの端数が生じたときは、この端数は使用中止等月分に加える。

(2) 隔月計量の場合において計量日がない月に使用の中止等をしたとき又は毎月計量の場合は、使用中止等月の前月の計量日の翌日から当該計量した日までを使用中止等月分として算定する。

（使用の開始に伴う料金の算定）

第24条の3 給水装置の使用を開始した日（以下「使用開始日」という。）が使用開始日の属する月（以下「使用開始月」という。）の計量日前であるときは、使用開始日から計量日までを使用開始月分として算定し、毎月計

量の場合にあつては翌月に、隔月計量の場合にあつては、翌々月に徴収する。

2 使用開始日が使用開始月の計量日以後であるときは、次に掲げるところにより算定し、徴収する。ただし、使用開始日が計量日のない月であるときは、第1号の規定は適用しない。

(1) 使用開始月分は、基本料金（条例第27条の2第1項の規定の適用を受けるときは、その2分の1の額。以下次項第1号において同じ。）のみとし、毎月計量の場合にあつては翌月に、隔月計量の場合にあつては翌々月に徴収する。

(2) 隔月計量の場合は、使用開始日から使用開始日後最初の計量日までの使用水量を2等分した各々を1月として算定し、使用開始日後最初の計量日の属する月（以下「使用開始後計量月」という。）の前月分は翌月に、使用開始後計量月分は翌々月に徴収する。ただし、使用水量を2等分した場合に0.5立方メートルの端数が生じたときは、この端数は使用開始後計量月分に加える。

(3) 毎月計量の場合は、使用開始日から使用開始日後最初の計量日までを使用開始後計量月分として翌月に徴収する。

3 前項に定めるもののほか、使用開始日が使用開始月の計量日以後であつて使用開始日後最初の計量日前に使用の中止等をしたときは、直ちに計量を行い、次に掲げるところにより算定し、速やかに徴収する。

(1) 使用開始月分は、基本料金のみとする。

(2) 隔月計量の場合であつて使用中止等月が使用開始後計量月の前月であるときは、使用開始日から当該計量した日までを使用中止等月分として算定する。

(3) 隔月計量の場合であつて使用中止等月が使用開始後計量月であるときは、使用開始日から当該計量した日までの使用水量を2等分した各々を1月として算定する。ただし、使用水量を2等分した場合に0.5立方メートルの端数が生じたときは、この端数は使用中止等月分に加える。

(4) 毎月計量の場合は、使用開始日から当該計量した日までを使用中止等月分として算定する。

（同一月内における使用の開始及び使用の中止等に伴う料金の算定）

第24条の4 前2条の規定にかかわらず、使用開始月と同一月内に使用の中止等をしたときは、直ちに計量を行い、使用開始日から当該計量した日までを使用開始月分として算定し、速やかに徴収する。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

（令和2年1月30日揭示済）

教育委員会

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部を改

正する規則をここに公布する。

令和2年1月24日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第1号

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部を改正する規則

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則（昭和63年奈良市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「20人以内」を「10人以内」に改める。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「第4号」を「第3号」に改め、同条第3項中「第1項第5号」を「第1項第4号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和2年1月24日揭示済）

正 誤

令和2年1月27日付け奈良市公報号外第2号

ページ	段	行	誤	正
52	右	10	勤務開始日から保育士証の交付を	保育士証の交付を
		11	までの間において、勤務をした	までの間において、勤務開始以降、勤務をした